

2 具体的な業務の流れ

(1) 事前相談

対象となる事業者又は取引金融機関等から、機構の支援対象となり得るのか、相談、打診をいただきます。機構が支援対象になる可能性があるかと判断した場合には、対象事業者の財務状況、事業価値等の調査・査定作業（デュー・ディリジェンス）を実施します。その後、機構の支援を受けて、主要債権者等関係者とも協議しつつ、事業再生計画を練り上げていくことになります。

（注）事前相談の段階で、企業名等を公表することは一切ありません。

(2) 支援決定

事業再生計画が完成した後、対象事業者および事業再生上重要な債権者（主要な取引金融機関等）からの連名（注：対象事業者のみの場合には、債権者から同意を得られる見込みがあることが書面で確認できること等が必要）による正式な支援申込みを受けて、企業再生支援委員会が支援決定基準（P11 参照）に基づき、当該事業会社の再生可能性等を審議し、支援の可否を決定します。なお、支援決定の際には、原則として企業名等を公表します。

支援決定を行った対象事業者に対しては、機構自身が新たな融資を実行することが出来ます。

(3) 非メインの金融機関等との調整

支援決定と同時に、機構は主要な取引金融機関等以外の非メインの金融機関等に対して、①債権を機構に対して売却するか、②事業再生計画に同意して債権放棄等を行い、債権を引き続き保有するか、いずれかの選択を求める旨の通知をします。なお、機構に対して売却する場合の機構買取価格は、支援決定に係る事業再生計画を前提にした適正な時価に基づき算定します。

同時に、機構は、関係金融機関等の対象事業者に対する債権回収により、その再生が困難になると判断した場合には、関係金融機関等に対して貸出金の「回収等停止要請」を行います。

(4) 買取等決定

非メイン金融機関等からの必要な同意等が得られた場合、企業再生支援委員会は、債権買取等の決定を行います。なお、買取り等決定の際には、企業名等を公表します。

一方、債権買取等の申込み期間が満了するまでに、非メインの金融機関等から必要な同意等が得られず、再生に必要な債権額を満たさない等、再生支援に必要な同意が不十分と判断した場合には、機構は速やかに支援決定を撤回しなければなりません。

(5) 出資決定

機構は、債権買取等の決定を行った後、対象事業者に対し出資を行うことができます（出資に当たっては、一定の基準を満たす必要があります）。なお、出資決定の際には、企業名等を公表します。

機構の具体的な業務内容

(6) モニタリング

債権買取り等の決定・実施の後には、機構は事業再生計画の進捗をモニタリングするとともに、必要に応じ新規資金の融資・保証等にも対応が可能です。

(7) 債権等の譲渡等

機構は、対象事業者に係る債権又は株式等を、支援決定後3年以内に譲渡等により処分を行うよう努めます。なお、債権等の譲渡等の決定の際には、企業名等を公表します。

事業再生業務の流れ

